

# 安全管理対策資料

## 安全対策について

沖縄県水上安全条例に基づき、下記の通り安全対策を行います。

### ①健康上の基準設定

参加出来ない健康上の基準を下記の通り定め、参加同意書等に明記し告知致します。

【参加出来ない健康上の基準】

●循環器系、呼吸器系、神経系に支障がある ●急に意識を失う様な体質である ●現在耳や循環器系に異常がある、など

### ②参加同意書の作成

「マリン体験学習」に参加して頂く場合、本人の署名、保護者の署名捺印された“参加同意書”が必要となります。不明な場合は必ずお問い合わせ下さい。

### ③保険体制

下記記載の内容にて保険に加入しています。(保険料はマリンスポーツ料金に含まれています)

### ④開催の可否判断

天候等の影響でマリンスポーツ開催の変更又は中止の判断が必要になったとき、当日の朝もしくは前日に主催者は共催者と協議し、結果を学校責任者と旅行主催者に報告し、マリンスポーツ開催の可否を決定致します。

《開催中止の基準》 沖縄気象台が海上風警報を発令し、波高3.5m、風15 m以上の予報を発表した場合

### ⑤スタッフ配置

※最も重要なポイントはどの種目も1インストラクターに対する生徒数を最小限にしている事です。

※グループリーダーはグループ数により増減致します。

※グループリーダーは陸上監視、進行、生徒の安全管理等を行います。

※開催場所を管轄とする警察署に開催する旨を事前に届け出、安全面における指導を仰ぐと共に緊急時の備えとします。

### ⑥緊急時救助体制

事故発生時は各関係機関(海上保安庁、消防、警察、事故者緊急連絡先、病院等)への連絡できる体制を整えております。

## 保険内容一覧表

### ①賠償責任補償(最大補償金額10億円)

ショップ経営者が業務遂行上、業務行為のミスあるいは店舗、施設等の不備が原因となって第三者に損害賠償責任を負担する事によって被った損害及び初期対応費用を補償致します。従業員の起こした事故でショップ経営者の責任が問われる事故も対象となります。

補償範囲: 身体補償・財物補償

### ②障害補償(最大補償金額500万円)

ショップが主催するダイビングスクール、ツアー、マリンスポーツにおいて参加者が負傷により死亡または後遺障害がしようじた場合、その程度により補償します。

(死亡補償金) 事故の日から180日以内にケガがもとでなくなられたとき、補償金額をお支払致します。

(後遺症補償) 事故の日から180日以内にケガがもとで後遺障害が生じた時、その程度に応じて補償金額の3%~100%をお支払致します。既にあった障害に新たな障害が加わり後遺障害の度合いが更に重くなった場合には、重くなった後の状態に対する支払割合を適用して後遺障害保険金をお支払致します。但し、対象となる後遺障害は重度の物に限られます。

### ③モーターボート障害補償

賠償責任補償(1事故限度額1000万円) / 搭乗者障害補償(1事故6000万円)

入院・通院補償(1日~180日1万円) / 捜索費用(最大補償金額100万円)

### ④船客障害賠償責任補償

賠償責任補償(1事故限度額6億円) / 救助費(1事故あたり30万円)